

参考資料

マイナンバーカードによる保険証利用について
(厚生労働省HPより抜粋)

ピピッと簡単！
マイナ受付はじまります



マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります
～病院・歯科医院・薬局で利用可能～

2020年12月





1

広がるマイナンバー カードの世界

P.2

3

健康保険証として 利用するには

P.15

5

Q&A

P.20

2

マイナンバーカードの 健康保険証利用の メリット

P.3

4

スケジュール

P.18

6

今後の展望

P.21

1

広がるマイナンバーカードの世界

健康保険証機能が新たに加わり、マイナンバーカードがますます便利になります



2

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！

転職・結婚等
ライフイベント時に
健康保険証発行を
待たなくてよい

特定健診や薬の情報
をマイナポータル
で一括管理

マイナポータルから
e-Taxに連携し、
確定申告が簡単に

2

いつもの受付が変わる！



再来受付機に行っても、結局、保険証の提示に対人受付に行かなければいけない…
コロナ禍のなか、できるだけ人との接触も避けたい…

これからは、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されます



顔認証で、本人確認※と保険資格の確認が一度に実施可能



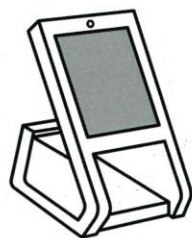
自動受付だから、人との接触も最小限

※ 数字4桁の暗証番号の入力でも可

2

顔認証付きカードリーダーとは

顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



顔認証付きカードリーダー



顔認証で本人確認ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診情報閲覧に係る
同意ができます



限度額適用認定証等の情報提供に係る
同意ができます



健康保険証利用の申込(初回登録)ができます
(マイナポータルでの保険証利用の申込(初回登録)が未実施の場合)

2

いつもの診療・薬剤処方が変わる！



過去に処方された薬や特定健診等の情報を
医師や薬剤師に正確に伝えることが大変

これからは、データに基づく診療・薬の処方が受けられます



過去の薬や特定健診等のデータが自動で
連携されるため、口頭で説明する必要がない



自分の体についてのデータを見ただけで
診察・薬の処方をしてもらえることで、
より良い医療が受けられる



旅行先や災害時でも、
薬の情報等が連携される

2

閲覧可能な情報詳細

特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病(糖尿病等)の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上(74歳以下)の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報(75歳以上の者については高齢者健診情報)。

医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は高齢者健診においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 特定健診結果情報 (※)
(診察、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能・血糖・脂質等)、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
- 質問票情報(既往歴や服薬・喫煙歴等) (※)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定 (※)
- 特定保健指導の対象基準の該当判定 (※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された過去5年間分の情報が閲覧可能。

薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 薬剤情報 (※)
(調剤年月日、医療機関等識別番号、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出を開始し、過去3年間分の情報が閲覧可能

2

いつもの支払が変わる！



急な入院で多額の支出が発生…
高額医療費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要になります



2 限度額適用証等情報について

限度額認定証等情報とは

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能となる項目

証の種類	概要	表示内容
高齢受給者証	70歳以上75歳未満の高齢者について、一部負担割合を表す証	一部負担金の割合
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度における入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分 適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じ設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚労大臣が認める者に係るものに限る）

2

顔認証付カードリーダーの操作方法

来院

本人確認

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

① マイナンバーカードを置く



② 本人確認方法を選択

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③ 顔の撮影、又は暗証番号を入力



暗証番号を入力してください。

●●●●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

完了

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

④ 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択

<p>過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。</p> <p>この情報はあなたの健康管理のために使用します。</p> <p>同意する</p> <p>同意しない</p>	<p>(40歳以上対象)</p> <p>過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。</p> <p>この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。</p> <p>同意する</p> <p>同意しない・40歳未満の方</p>
---	---

⑤ 資格確認等が完了

●●××様

確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

選択した場合

⑥ 提供する情報(限度額情報等)を選択

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

2

ライフイベント後の通院などが楽になる！



転職・結婚したばかりで健康保険証がない。
そんな時に受診が必要となると
一時とはいえ全額負担は厳しい！

転職・結婚等のライフイベント後、保険証発行前でも受診できます



新しい医療保険者へ手続済であれば、健康
保険証が未発行であっても、マイナンバーカードで受診可能



医療費は、自己負担額のみ支払い



2

いつもの自分の体の健康管理が変わる！



いつ・どこの病院で、どんな薬を
処方されたか、分からなくなってしまう

薬や特定健診の情報がマイナポータルで一覧で閲覧できます



マイナポータルで処方された薬の情報を
いつでも見られる



特定健診等情報の
自分の体にかかわる知っておくべき情報を、
いつでもどこでも確認できる



1



2

確定申告が楽になる！



過去1年分の医療費の領収書を
管理するのが大変

マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になります



- ✓ 医療費の領収書を管理しなくとも、マイナポータルで医療費通知情報を管理可能
- ✓ マイナポータルからe-Taxに情報連携できるから、オンラインで完結！

2

医療費通知情報について

医療費通知情報とは

- 被保険者・被扶養者が医療機関等を受診し、医療機関等でかかった金額をマイナポータルで閲覧できる医療費の情報

マイナポータルで閲覧可能な項目

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 医療費情報 (※)
(総額、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)

※ 3年間分を保存し、被保険者・被扶養者が任意に指定した範囲を閲覧可能。令和3年10月以降の情報を表示。

※ 柔整等の療養費は含まれない。

3

健康保険証として利用するために必要なこと

STEP1

マイナンバーカードをお持ちですか？

まずは、マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号をご準備ください。
マイナンバーカードをお持ちでない場合は、まずはマイナンバーカードを申請しましょう！



「作ってみよう」
マイナンバーカード
リクエストを
参考に

STEP2

マイナンバーカードの読み取り機器をお持ちですか？

<スマートフォンをお持ちの方>

マイナンバーカードの読み取り可能な機種が確認し、「マイナポータルAP」をインストールしてください。（手順は次ページ参照）

※ご家族やご友人のスマートフォンが対応していれば、借りてお申し込みも可能です



対応機種一覧
はこちら

<マイナンバーカード読み取り機能付きカードリーダーをお持ちの方>

パソコンとマイナンバーカード読み取り機能付きカードリーダーから「マイナポータル」へアクセスしてください。

<上記以外の方>

お近くの自治体にマイナポータル端末が設置されている場合は、マイナポータル端末から「マイナポータル」へアクセスしてください。

STEP3

「健康保険証利用の申込」へ！

ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルにアクセスします。
トップページの「健康保険証利用の申込」から「利用を申し込む」をクリックし、申し込みください。

3

スマートフォンの「マイナポータルAP」からの申し込み

<必要なものを準備する>

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルAP」のインストール



マイナポータルAP



<マイナポータルAPを起動する>

- スマートホンのアイコンをタップする。
- 「健康保険証利用申込」をタップする。

<利用規約等を確認して、同意する>

※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

<マイナンバーカードを読み取る>

- 数字4桁の暗証番号を入力する。
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンをおす。

<申込完了!!>



3

マイナポイントとまとめて申込み

マイナポイントの申込に加えて、健康保険証の利用申込も可能です。

STEP 0 マイナポイントへのアクセス

インターネットで「マイナポイント」を検索して、マイナポイント申込サイトへアクセスする。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナポイント 検索

STEP 1 マイナポイントの申込

STEP 2 政府からのご案内の確認

「マイナポイントの申込が完了しました」という画面の下の「政府からのご案内」へ進む。

STEP 3 利用規約の確認

「マイナポータル利用者登録の申込」と「マイナンバーカード健康保険証利用の申込」にチェックを入れて、利用規約の確認。

STEP 4 一括利用申込をクリック

マイナポイントの申込と
まとめてできる!

健康保険証の利用申込

2021年3月(予定)から
マイナンバーカード+健康保険証
として利用できるようになります!
【メリット】より高い医療が可能な!
【メリット】健康管理ができる!
【メリット】手続をまとめて簡便以上の
一括の申込みが可能に!
【メリット】医療費控除がカンタン!

**マイナポータル
の利用者登録**

【メリット】より高い医療が可能な!
【メリット】健康管理ができる!
【メリット】手続をまとめて簡便以上の
一括の申込みが可能に!
【メリット】医療費控除がカンタン!

申込・登録はカンタン!

- 1 マイナポイントの申込を行う
- 2 マイナンバーカードの申込が完了したという
画面から「マイナンバーカード健康保険証利用の申込」に
チェックを入れる
- 3 マイナポータル利用者登録の申込にチェックを入れる
- 4 「一括利用申込」をクリックして完了!

4

スケジュール

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込が始まりました！
健康保険証利用及び特定健診等情報の連携は令和3年3月から、
薬剤情報・医療費通知情報の連携は令和3年10月から開始予定です。

年 月	令和2年						令和3年												
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
スケジュール	▼ マイナンバーカードの健康保険証の利用申込									▼ 医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの健康保険証利用開始				▼ 特定健診等情報の連携開始			▼ 薬剤情報・医療費通知情報の連携開始		

4

スケジュール

令和3年3月からいよいよスタート。



このステッカー・ポスターが貼ってある
医療機関・薬局で使えるようになります。



厚労省に設置するだけで利用できます！
詳しくは、マイポータル

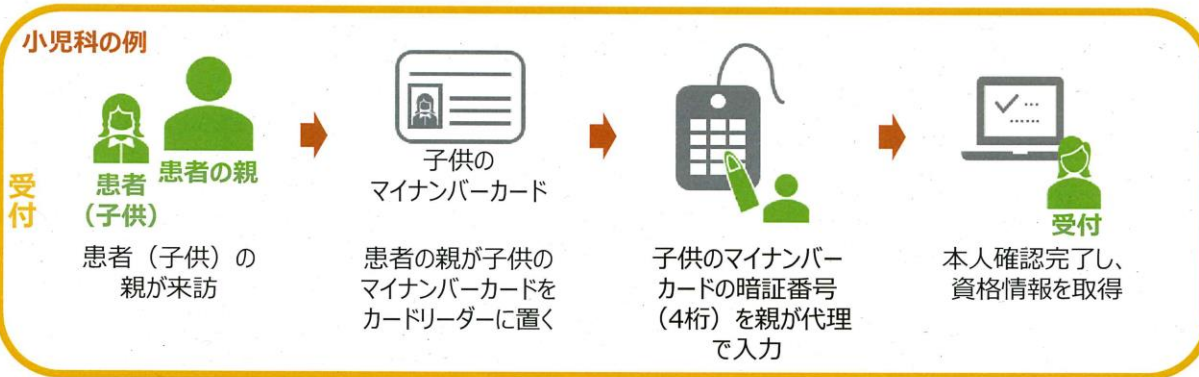


5

よくあるお問合せ

Q. 子供等、本人が顔認証付きカードリーダーの操作ができない場合はどうするのですか？

A. 子供等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が子供等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認を行うことができます。



※ 障がい者等、その他のケースにおいても、同様に置き換えて考えていただけます。

※ 待合スペース等にいる子供とマイナンバーカードを目視で確認する本人確認、及び健康保険証の記号番号等の入力による資格確認も可能です。

6

今後の展望

順次、機能を拡大していきます。

- 医師等と共有できる情報は、現在は、薬剤情報・特定健診等情報のみですが、今後、手術、移植、透析、医療機関名等に拡大する予定です。（令和4年夏を目処）
さらに多くの情報をもとに診療を受けることができます。
- 電子処方箋の仕組みを構築する予定です。（令和4年夏を目処）
薬剤情報の共有がリアルタイムになります。
- 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券も対象にするなど順次対象を広げていきます。

